

総社市文化財保護条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第15号

総社市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 総社市文化財保護条例(平成17年総社市条例第117号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第3条の規定により、市指定重要文化財の指定を受けようとする者は、市長に指定の申請をしなければならない。

2 前項の規定による指定の申請をしようとする者は、文化財指定申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 名称及び種類
- (2) 員数
- (3) 所在地
- (4) 所有者又は保持者若しくは保持団体の氏名又は名称及び住所
- (5) 現況の概要
- (6) 由来、伝来又は由緒
- (7) その他参考となるべき事項

(指定書)

第3条 条例第3条第1項の規定による指定は、指定書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の指定書の交付を受けた者が指定の解除を受けたときは、指定書を市長に返付しなければならない。

(補助金の交付申請)

第4条 条例第7条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、指定重要文化財補助金交付申請書(様式第2号)正副2通を市長に提出しなければならない。

(必要な施設)

第5条 条例第9条に規定する施設の設置については、岡山県文化財保護条例施行規則(昭和51年岡山県教育委員会規則第1号)第22条の規定を準用するものとする。

(台帳)

第6条 市長は、次に掲げる事項を記載した総社市指定文化財台帳を備えるものとする。

- (1) 市指定文化財の名称及び員数
- (2) 所有者又は保持者若しくは保持団体の住所及び氏名又は名称
- (3) 指定の記号番号及び指定年月日
- (4) 創造又は創始及び沿革
- (5) 指定の理由
- (6) 指定後の経過

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）
（表面）

文化財指定第 号

指 定 書

名称 員数

（文化財の特徴を表わす簡単な事項）

上記を総社市 に指定する。

年 月 日

総社市長



（裏面）

所有者 保持者	所有者等の住所	所在の場所	交 付 再交付 の年月日

様式第2号（第4条関係）

指定重要文化財補助金交付申請書

- 1 指定の記号番号及び指定の年月日
- 2 市指定重要文化財の名称及び員数
- 3 所有者の住所及び氏名
- 4 現状
- 5 所要経費の予算及び補助希望額
- 6 修理管理又は復旧工事の仕様書
- 7 施行の予定期間
- 8 施行者の住所氏名
- 9 その他参考となるべき事項

前記のとおり補助金を交付願いたいので申請します。

年 月 日

所有者名

総社市長 様